

## 令和4年度重点事業実施状況（企画福祉課）

## I 住民の「いのちを支える」福祉・介護担い手確保対策事業

少子高齢化が進み、介護などの支援を必要とする方々は増加する一方で、福祉・介護関係の有効求人倍率は高率で推移し、深刻な人手不足の状態が続いています。児童生徒らに対する出前授業を行い、福祉・介護に対する理解促進に努めるとともに、ハローワークを訪れる求職者に対し、セミナーを開催します。

## 1 「福祉の仕事」出前授業

高齢者や障害者の暮らしを支える介護・福祉人材は人手不足の状況が続いており、将来の担い手を確保するためには、早いうちから、「福祉の仕事」に対する関心を高める必要がある。

このため、地域の次代を担う児童・生徒に対し、福祉の仕事の魅力を伝え、理解を深めることにより、将来の選択肢に加え、進路選択につなげることを目的とする。

日 時 令和4年12月14日（水）  
午前10時35分から午前11時20分  
場 所 北秋田市立前田小学校  
（北秋田市阿仁前田字下川端103-1）  
対 象 3年1組・4年1組  
内 容 高齢者福祉について



## 2 福祉・介護人材確保セミナー

ハローワークで求職中の方に対し、福祉・介護の仕事の魅力を伝え、理解を深めることにより、人材の確保につなげることを目的とした福祉・介護人材確保セミナーを開催。

時 期 令和4年7月19日、8月16日、9月20日 計3回  
場 所 ハローワークたかのす（北秋田市鷹巣字東中岱26-1）  
対 象 ハローワーク求職者  
内 容 福祉・介護職の魅力並びに介護サービス事業所認証評価事業所のPR等  
講 師 社会福祉法人 北秋田社会福祉協議会  
社会福祉法人 秋田県民生協会  
社会福祉法人 交楽会

令和4年度重点事業実施状況（健康・予防課）

I 新型コロナウイルス感染症拡大防止事業

医師会や市村、関係機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みを進めていきます。特に多数の住民が働く事業所と入所型の社会福祉施設向けの支援に重点的に取り組みます。

(地域施策推進事業)

(1) 新型コロナウイルス感染症の普及啓発

① 事業所向け感染症対策講習会

第7波の感染急拡大を踏まえ、秋に予定していた事業所向け講習会及び研修会を6月から実施。商工会や食品衛生協会、労働基準監督署等と連携しながら実施。

年6回実施 154事業所参加

期日	令和4年6月10日	参加団体	21事業所	食品関係事業所
	令和4年6月14日	参加団体	15事業所	工業関係事業所
	令和4年6月20日	参加団体	31事業所	商業関係事業所
	令和4年6月23日	参加団体	22事業所	観光サービス関係事業所
	令和4年6月24日	参加団体	20事業所	建設業関係事業所
	令和4年8月2日	参加団体	45事業所	食品関係事業所

② 秋田県公式サイト美の国あきたネットに事業所向けコンテンツ掲載

事業所向け感染拡大防止のための対応

チェックリスト

リーフレット配布（482事業所）

新型コロナウイルス感染症患者発生時チェックリスト

- 事業所で患者が発生！  
感染拡大予防のために次の項目を早速確認しましょう！
- 従業員で「新型コロナウイルス陽性」と判明した場合、検査は医療機関で受けたい。  
その日、いつから症状があったか(発症日)を確認する。  
医療機関以外での検査の場合は発症日の保健所へ相談を。
- 陽性者、有症状者には直ちに出勤を控えてもらう。  
その後のやりとりは電話等の利用を。有症状者には医療機関受診を促しましょう。
- 発熱等症状がある従業員には速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- 陽性者の感染可能期間(発症2日前からの期間)で、濃厚接触者と疑われる従業員には出勤を控えてもらう。  
※(参考)マスクなしで1m以内に15分以上いた、陽性者の濃厚接触(向かいの席、畳敷き一掃に当たった、長時間車内等の狭い空間で過ごした、喫煙所で一緒だった、一緒にいた時間が複数あったら等)目安として陽性者との発熱接触日を1日として7日間出勤を控えてもらう。
- 換気をする(「開閉可能なドアは可能な限り開放」)  
ドアや窓の2カ所(対角線など)を開けると効果的です。
- 消毒をする(アルコール濃度70%以上のものが効果的です)  
従業員がよく触れる場所を拭き取り消毒する。  
(例)机、椅子、パソコン/スマホ、共有物品、更衣室、トイレの便座口等。
- 濃厚接触者と疑われる無症状の従業員には可能な範囲でPCR検査を受ける。  
ようば(県内のPCRセンター等の活用)を。
- 従業員や関係者に注意喚起をする(一斉メール等)  
濃厚接触者以外でも感染している可能性があります。有症状時には早めに受診するよう従業員に呼びかけましょう。
- クラスタが発生した(陽性者が5名以上発生)場合  
原簿所との連携により支援を実施します。濃厚接触者等の検査や自宅待機をお願いする場合があります。次の項目について資料の準備をお願いします。①濃厚接触者リスト(氏名・生年月日・連絡先・住所)、②産廃票・フア7回、③陽性者の行動履歴、④勤務シフトや出勤状況が分かるもの。

新型コロナウイルス感染症の感染のおそれのある方・濃厚接触者\*・感染者向け  
自宅療養をする方・同居の方へ  
**感染を広げないための  
自宅療養ガイド**  
監修：和田耕治  
秋田県立保健福祉大学医学部公衆衛生学教室

新型コロナウイルス感染症(新型コロナ)は家庭内で感染が広がりやすいことが知られています。感染のおそれがある場合や無症状でも感染が判明したら、同居の方に感染を広げないように気をつけましょう。

\*濃厚接触者＝新型コロナウイルス感染者との接触により感染のおそれがあると判定された者



- 外出は控えてください**
- 安全であることがわかるまでは、感染のおそれのある方、感染者(以下「療養者」)は外出を控えてください。症状がなくても人につうつおそれがあるので、濃厚接触者など感染が判明していない場合でも、感染予防に努めてください。
  - ご家族など同居の方も生活上必要な外出は除き、不要不急の外出を控えてください。
- 体調管理に努めましょう**
- 自宅療養中は、原則として禁煙・禁酒です。
  - 1日4回(朝・昼・夜・寝る前)を目安に体温をはかり、体調のセルフチェックをしましょう。
  - 同居の方も1日2回(朝・夜)を目安に体温をはかりましょう。
  - 体調が悪化することがあります。症状(P6参照)が悪化した場合、すぐに保健所など指定機関やかかりつけ医、救急(119番)などに連絡してください。

### ③社会福祉施設向け感染対策研修会

令和4年7月1日実施 33施設57人参加（人数制限有り）

会場 北秋田市民ふれあいプラザコムコム 多目的ホール

内容 情報提供 ①新型コロナウイルス感染症の県内の流行状況について

②施設内クラスター発生時の振り返り

講演「施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について」

講師 （独）国立病院機構 DMAT 本部 小塚 浩 氏



### (感染症対策業務) (令和4年12月31日現在)

#### (1) 新型コロナウイルス感染症患者支援

新型コロナウイルス感染症と診断された患者及び濃厚接触者、関係者への支援を実施。

①電話相談支援	1, 189件（延べ）相談記録簿より
②行政検査	668件（延べ）
③積極的疫学調査件数	3, 121件
④新型コロナウイルス感染症部会	47回実施
⑤入院勧告件数	130件

## 令和4年度重点事業実施状況（環境指導課）

## I 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

「北秋田地域不法投棄一掃地域協議会」を組織し、市村や関係団体との連携を図るとともに、監視を強化し、廃棄物の不法投棄等不適正な処理の未然防止に努めます。

また、循環型社会の構築に必要なごみの減量化やリサイクルを推進し、『美しいふるさと北秋田』の実現に向けた普及啓発に取り組みます。

## 1 不法投棄の未然防止

(1) 北秋田地域不法投棄一掃地域協議会（会長：北秋田地域振興局長）を7月に開催予定だったが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から書面開催とした（7月8日付で資料送付）。

(2) クリーンアップ事業

10月に開催予定だったが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とした（9月13日付で各関係機関に通知）。

(3) 不法投棄監視カメラ及び不法投棄禁止看板の設置

- ・監視カメラ 2箇所 3台 設置 設置期間 5月中旬～11月中旬
- ・看板 27箇所 38本 設置

(4) 環境監視員（非常勤職員3名）による管内のパトロール（令和4年12月31日現在）

- ・監視日数122日（再確認箇所：延べ471箇所）
- ・新規発見箇所：3箇所、撤去済み確認箇所：0箇所

※不法投棄未然防止啓発活動事業

平成19年「めざせ国体クリーンアップ～不法投棄一掃大作戦～」が初事業であり、以降毎年実施している。

## 2 ごみ減量・リサイクルの推進

事業系廃棄物の排出量が増加傾向にあることから、啓発用パンフレット等の活用により減量化・リサイクルの取組を推進します。

## II 食品の安全安心の確保

通常監視のほか、特別監視期間を設定し、食品取扱施設の監視・指導を強化するとともに、小規模事業者へのHACCP方式による衛生管理の導入に向けた取組を支援することで、秋田県産食品の安全・安心を確保し、信頼性の向上を図ります。

また、食品衛生講習会や手洗い教室を開催し、食品関係事業者や消費者等の食品衛生に対する意識の向上を図ります。



(1) 監視・指導状況（令和4年12月31日現在）

- ・監視件数 614件（要許可施設393件、不要許可施設221件）
- ・指導件数 15件（食品表示法関係14件、食品衛生法関係1件）
- ・収去検査 23検体（違反件数1件）

(2) 特別監視期間における監視・指導の強化

- ・食品安全安心月間（6月）
- ・食品衛生月間（8月）
- ・食品、添加物等の一斉取締り月間（夏期一斉取締り7月、年末一斉取締り12月）

## 2 HACCP方式による衛生管理の推進

(1) 小規模事業者へのHACCP導入支援事業

- ・巡回指導回数：9回 施設数：202件・研修会開催回数：11回 参加人数：143名

(2) 秋田県版HACCP認証制度の普及促進

(3) 認証取得営業者に対する指導助言

(4) 科学的根拠に基づいた消費期限及び賞味期限設定の指導助言

※秋田県版HACCP（ハサップ）認証制度

食品衛生管理の国際標準であるHACCP方式を用いて行っている衛生管理が、一定の基準を満たしていると認められる施設を、秋田県が認証する制度。平成22年度からスタートした。管内では、現在2事業者2施設が認証を取得している。

## 3 消費者等への普及啓発

(1) 食品衛生講習会の開催（令和4年12月31日現在）

- ・開催回数 13回（営業者対象11回、その他2回）
- ・参加人数 444人
- ・内 容 細菌、ウイルス等による食中毒の防止対策など

(2) 小学校・保育園等での手洗い教室の開催

- ・開催校 3校
- ・参加人数 105人
- ・実施方法 北秋田食品衛生協会との共催
- ・内 容 ①手洗いマイスターによる正しい手洗いの伝授  
②測定器による手洗い前後の清浄度の比較



(3) イベント会場における食品衛生啓発

- ・管内の野外音楽イベントを活用し開催
- ・参加人数 298人
- ・内 容 手洗い体験、パネル展示、リーフレット配布、アンケートの実施

### Ⅲ 地域課題への取組（動物を通じた「いのち」を大切にする事業）

閉鎖した旧秋田八幡平クマ牧場に残されたクマを受け入れ、平成 26 年 7 月にリニューアルオープンした北秋田市阿仁熊牧場「くまくま園」について、北秋田市、本庁生活衛生課と連携しながら、地域の小学生等を対象に「動物と『いのち』の学習会」を開催するなど、動物愛護思想の普及啓発を行うとともに、「くまくま園」の利活用推進を図ります。

#### 1 事業の概要

- ・対象 鷹巣阿仁福祉環境部管内小学校
- ・実施期間 令和 4 年 6 月～令和 4 年 10 月
- ・実施場所 北秋田市阿仁熊牧場「くまくま園」及び  
打当温泉マタギの湯「マタギホール」
- ・実施内容 動物と「いのち」の学習会、くまの観察 など
- ・実施方法 くまくま園までの移動は内陸線や貸切バス等を利用、入園料、運賃等の経費を負担



<内陸線乗車体験>

#### 2 実績

##### ○「動物と『いのち』の学習会」の開催

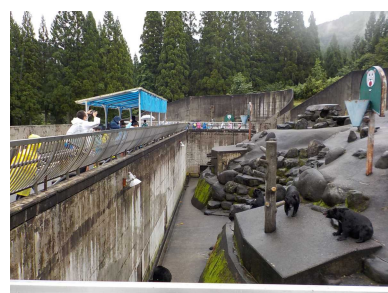
- ・開催回数 4 回（管内 4 小学校参加）
- ・参加人数 児童 82 名、先生・引率者 12 名
- ・実施内容 内陸線乗車体験、園長先生の「くま講座」、くまの観察・餌やり体験  
動物愛護センター職員による「いのちを大切にする心を育む教室」



<園長先生のくま講座>



<ヒグマの観察・餌やり>



<ツキノワグマの観察>

##### ○令和 5 年度事業の誘致

- ・管内の全ての小学校に事業案内資料及び意向確認書を郵送。

#### 3 今後の予定

- ・参加を希望する学校の中から 3～4 校を選定。実施日と内容を調整する。